

# 「いじめ」

## させない 見逃さない



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

この冊子には、音声コード (Uni-Voice) が各ページ (奇数ページ 右下, 偶数ページ 左下) に印刷されています。Uni-Voiceアプリを使用して読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



@JINKEN01 @MOJ\_JINKEN HumanRightsBureau.MOJ



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

## はしがき

文部科学省が行った令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、61万2,496件となり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大きな課題となっています。

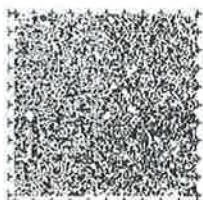
いじめの根底には、相手に対する「思いやり」や「優しさ」といった基本的な人権意識の希薄さがあり、いじめ問題の解決には人権意識を育むことが不可欠です。

平成25年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめの問題について、発生した場合の対処のみならず、防止や早期発見についても、平素からの実効性ある取組を促すよう基本的な理念や制度的な枠組みが整備されました。

こうした中、法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動のテーマに掲げ、学校その他の関係機関と協力するなどして、いじめをさせないように、そして見逃さないように、子ども自身のほか、家庭や地域社会に対しても、粘り強く人権意識を高めようよう呼び掛けています。

保護者や関係者の皆様の御理解と御協力を心からお願いいたします。

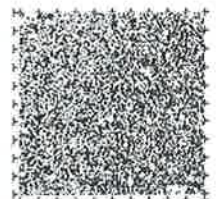
令和3年7月



法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会

## もくじ

いじめとは .....	2
今日のいじめの特徴 .....	4
トピック いじめとLGBT .....	6
いじめの現状 .....	7
いじめはなぜ許されないのか .....	8
いじめをさせないためには .....	10
いじめを見逃さないためには .....	12
いじめ問題に関する人権擁護機関の取組 .....	14
子どもの人権SOSミニレター .....	16
いじめの人権侵犯事例 .....	20
児童の権利に関する条約と子どもの人権 .....	22



# いじめとは

## いじめの定義

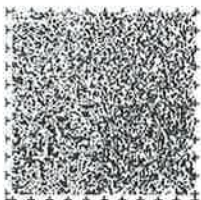
平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)においては、いじめを「**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)**であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**」と定義しています。

同法に基づき、同年 10 月に文部科学大臣が決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 29 年 3 月改定)では、同法にいう「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブなど当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指すとされ、また、**個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う必要があると**されています。



## いじめの態様

いじめには、いろいろな態様のものがありますが、大きくは次のように分類できます。なお、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあります。



## ① 相手が嫌がることをする,させる

いじめの中で最も多くみられるのが、からかったり冷やかしたり、相手をバカにして笑いものにしたり、悪口や脅し文句や相手にとって嫌なことを言ったりするなどの言葉によるいじめです。

このほか、物を隠したり、汚したり壊したりして使えないようにしたり、捨てたりする行為や、金品をたかる、仕事や責任を押しついたり万引きを強要したり、別の誰かへのいじめを強制するなど、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる、といったいじめがあります。

## ② 仲間外れ・集団による無視（シカト）

標的になった相手と「口をきかない」、「一緒に遊ばない」、「いない者として扱う」といった行為です。相手が教室に入ってくると、みんなでジロツとにらんだり、急に話をやめて席を立て離れたりして、「仲間外れ」にしていることを強く印象づけることで、その子どもに心理的ダメージを与えようとすることもあります。



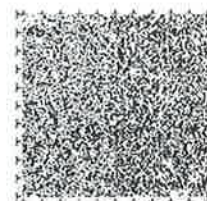
## ③ 身体への直接攻撃

叩いたり蹴ったり、わざとぶつかるといった、暴力によって肉体的な苦痛を与える行為です。髪の毛を引っ張る、頭から水をかける、物を投げつけるなど、暴力によって肉体的な苦痛を与えるものです。

## ④ ネットいじめ

スマートフォンや携帯電話を所持し、インターネットを利用する子どもたちが増えたことで、インターネット上のいじめも増えています。

SNSに悪口や相手を笑いものにするような書き込みをしたり、友達同士でメッセージをやり取りする無料通話アプリのグループから外したりする、といった行為が多く見られます。他の嫌がらせや仲間外れに比べて、インターネット上に書き込まれた誹謗中傷はすぐに広まってしまう一方で、周りの大人には発覚しにくく、深刻な事態となることもあります。



# ● 今日のいじめの 特徴

## あらゆる子が対象

いじめは、特定の子どもだけに関わる問題ではありません。

特に、仲間外れや無視、悪口といった暴力を伴わないいじめの場合、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、子どもたちのほとんどが被害経験を持つと同時に、加害経験も持っているとの調査結果もあり、多くの子どもが入れ替わりながらいじめに巻き込まれている実態が明らかとなっています。

いじめは誰にでも起こりうるものなのです。

## 周りから見えにくい

いじめの多くは、周りから見えにくく、気付かれにくい形で行われます。

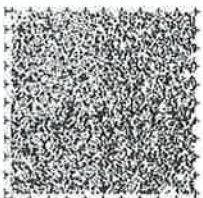
中でも、「ネットいじめ」の場合には、スマートフォンなどを使い、子ども同士でやり取りしているため、深刻な事態になるまで周りの大人が気付くことができないこともあります。

また、「心配をかけたくない」「仕返しが怖い」などという気持ちから、いじめを受けている子ども自身がいじめを否定する場合があります。

## ささいなきっかけで始まり、エスカレートしやすい

からかったり悪口を言うなどの暴力を伴わないいじめの場合、いじめを受けた子どもは大きな精神的苦痛を感じる一方で、いじめを行う側は遊び半分であったり、罪の意識が低いことが多くあります。

特にインターネット上では顕著で、軽い気持ちで書き込んだ悪口が広まり、多くの人を巻き込んで、被害者を追い込む深刻ないじめへとエスカレートすることもあります。また、友だち同士のちょっとしたトラブルが拡散された結果、複数人で1人の子どもを責めるような空気が作られ、いじめにつながることもあります。



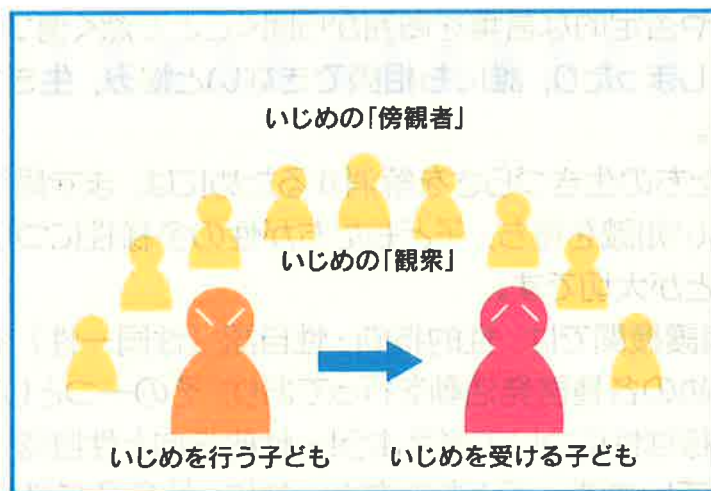
## 「観衆」と「傍観者」が存在

いじめは、一見すると、いじめを行う子どもといじめを受ける子どもとの対立構造のように見えることがあります。しかし、多くの場合には、いじめは、いじめを行う子ども、いじめを受ける子どものほか、これらを取り巻く「観衆」や「傍観者」という子どもの集団が存在し、全体として四重構造（重層構造）から成っているとわれています。

「観衆」とは、いじめの行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする子どもたちのことです。

「傍観者」とは、それらを見て見ぬふりをしている子どもたちのことです。口出しをすると今度は自分がいじめのターゲットにされるかもしれないとの恐れや、かわりたくないといった気持ちなどから、無関心な態度をとります。

いじめ解消の対策を立てる場合においては、これら「観衆」や「傍観者」の役割を演ずる子どもに対しても、いじめが許されないことや、いじめの防止の必要性について強力に働きかけ、子どもの集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切です。



## トピック いじめとLGBT

LGBTという言葉を知っていますか？

LGBTとは、レスビアン（Lesbian：女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性））、ゲイ（Gay：男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性））、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている））、トランスジェンダー（Transgender：「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感を持つ人）の頭文字から作られた言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われています。

LGBTのうち、「L」「G」「B」の三者は性的指向、つまり、恋愛・性愛がどのような対象に向かうのか（どのような性別の人を好きになるのか）に関わる類型であり、「T」は性自認（性同一性）、つまり、自分の性をどのように認識しているか（「心の性」と言われることもある）に関する類型です。

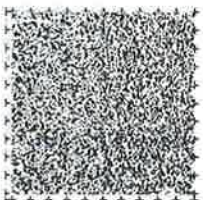
LGBTの子どもたちは、人とちょっと違っているとみられて、いじめの対象になりやすいと言われています。

侮蔑的な言葉を投げかけられたり、からかわれるなどして、不登校につながるケースもあります。また、自分自身がからかいの対象ではない場合でも、LGBTをやゆするような発言や否定的な言葉を周囲から聞くことで深く傷ついたり、自分自身に嫌悪感を持ってしまったり、誰にも相談できないと悩み、生きづらさを感じる子どもが多いのです。

こうした子どもたちの生きづらさを解消するためには、まず周りの大人が性の多様性について正しい知識を持ち、子どもたちが性の多様性について受け入れる環境を整えていくことが大切です。

法務省の人権擁護機関では、性的指向・性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくすための各種啓発活動を行っており、その一つとして、LGBTに関する特設サイト「多様な性について考えよう!～性的指向と性自認～」を法務省ホームページで公開しています。子どもたちと一緒に、性の多様性について学んでみませんか。

(参考URL) <http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>





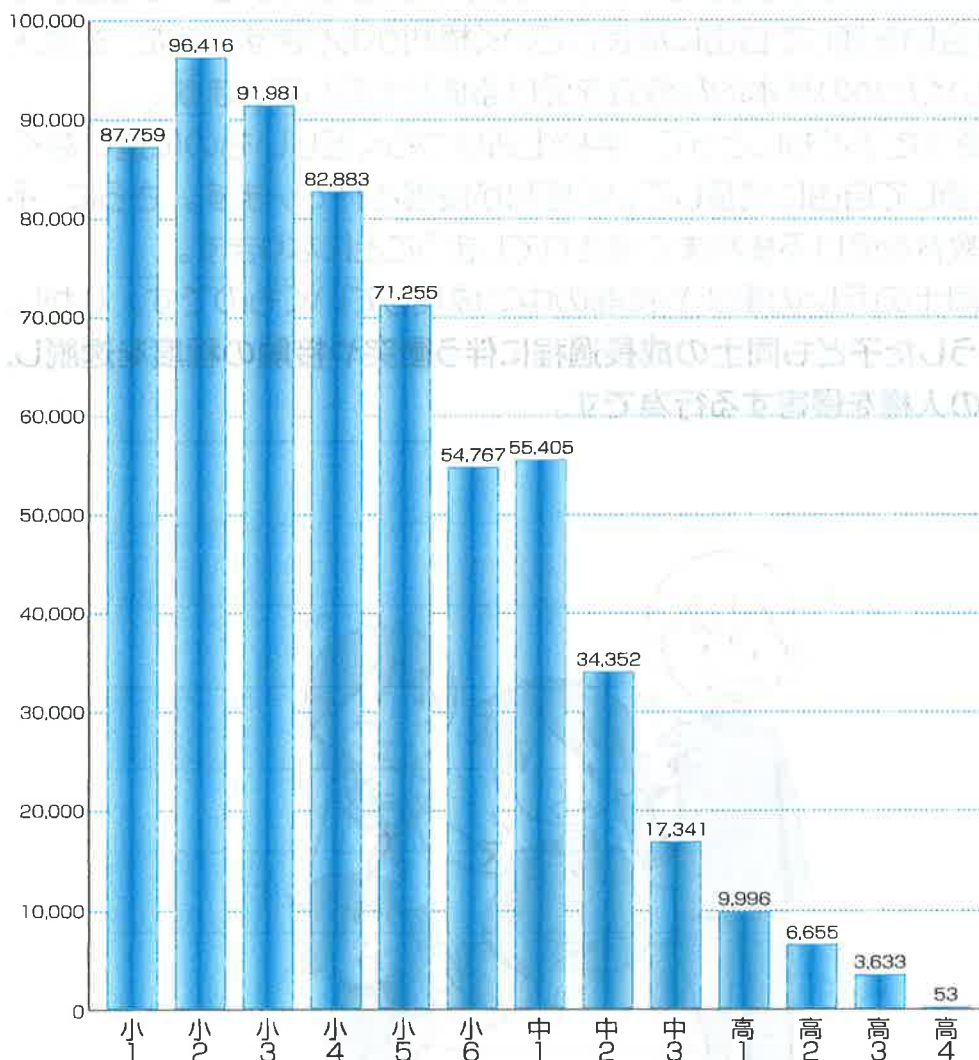
# いじめの現状

## いじめの認知件数

文部科学省調査によると、いじめの認知件数は、令和元年度は約61万2,000件となっており、学年別いじめの認知件数は以下の図のとおりとなっています。

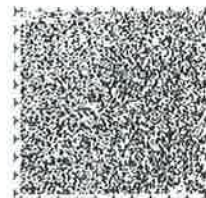
これによると、令和元年度におけるいじめの認知件数は、小学校48万4,545件、中学校10万6,524件、高等学校1万8,352件、特別支援学校3,075件です。

図 学年別いじめの認知件数(令和元年度)



※特別支援学校を含む。

＜出典＞文部科学省「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」より



# いじめはなぜ許されないのか

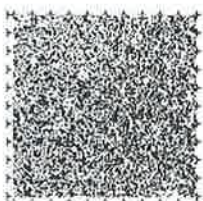
000,9 式「8 誰お銀平示味命 ち賢科映麗のあじり」 ちる、こ「育誠言」私は又

我が国の憲法には、表現の自由や生存権などの様々な人権が掲げられていますが、これらは全て根本においてつながっています。それは、これらの権利は、全ての人々が、社会において幸福な生活を営むために必要不可欠なものだということです。自由に話ができなかつたり、身体の安全が保障されなかつたりするような毎日では、人間らしく幸福に生きていくことなどできません。

子どもの場合にも、一人の人間として、生命や身体の安全を脅かされることなく、家族や友人との触れ合いを通じて自由に成長していく権利があります。また、社会人として幸福に生きていくための基本的な教育を受ける権利も有しています。

しかし、いじめを受けた子どもにとって、学校生活はつらく苦しいものに違いなく、友人との触れ合いを通じて自由に成長していく権利が侵害されています。さらに、不登校にまで至れば、教育を受ける権利まで侵されてしまうことになります。

子どもは、子ども同士の互いの衝突や接触の中で成長していくものです。しかし、現代のいじめは、そうした子ども同士の成長過程に伴う衝突や接触の程度を逸脱し、いじめられる子どもの人権を侵害する行為です。



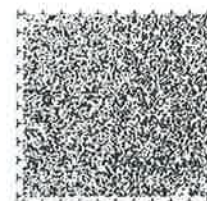
## いじめは人権意識の希薄さによるもの

いじめの根底には、他人に対する思いやり、いたわりといった人権意識の希薄さがあります。相手が受ける痛みを考えることなく、不登校や自殺に至るまで徹底的に痛めつける場合さえあります。また、いじめを行う子どもは、「のろいから『のろま』と言っただけ」などと言い逃れをすることがありますが、そういった他人の弱い点を思いやるのではなく、逆にいじめの口実にしてしまう点も、人権意識の希薄さによるものといえます。

人権意識というと大げさなようですが、結局は、他人の心の痛みが分かるということにほかなりません。

## いじめは差別の芽

いじめは、動きが鈍いとか目立つといった集団の中の異質なものを標的に、ただ異質であるというそれだけの理由で行われることが多いものです。このような構造は、不合理な差別と軌を一にするもので、そのまま放置すれば差別の芽となる危険性ははらんでいます。差別をなくすためにも、いじめをなくすためにも、お互いの異なる点を個性として尊重する人権意識を養っていくことが重要です。



# いじめを させないためには

## 欲求不満や劣等感が生む

いじめの背景には、ストレスやその原因となる要因（ストレッサー）が存在するといわれています。

いじめを生み出す心理的な理由としては、欲求不満の解消、劣等感の補償、注意獲得行動など様々なことが考えられますが、基本的には、欲求不満の解消、それも存在感や自尊感情の欲求不満の解消を求める心理があると思われる。存在感や自尊感情の満たされない子どもが、他者を攻撃することによって、他で満たされない欲求を代償的に満たし、一時的な心理的満足感を得ようとするのです。

## 人権意識の未熟・希薄さ

いじめを行う子どもの一般的な特徴をみると、彼らが何らかの欲求不満や劣等感を抱えているほかに、次のものを挙げることができます。

- 1 多数派に安易に同調するなど、自主的な責任のある行動がとれない。
- 2 不満に耐える力が弱く、欲求不満を抑制する精神力が弱い。
- 3 集団の中で自己顕示欲が強い。
- 4 自己中心的な行動をとり、他人に迷惑をかけることなどについて、無関心である傾向が強い。
- 5 相手の立場や気持ちを思いやりという意識がない。

このように、いじめを行う子どもたちには、他人に対する思いやりや弱者に対するいたわりがみられず、人権意識の未熟さ、希薄さがみられるのもその特徴です。



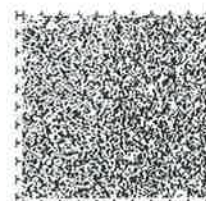
## 心の痛みと責任を自覚させることが大切

いじめをする子どもは、いじめを受ける子どもが、相談相手もないまま、来る日も来る日も一人で深刻に悩み続け、学校へ登校して皆と顔を合わせることもさへ恐ろしくなり、孤独感を感じて行き場を失い、将来にわたる深刻な被害を受けることについて、考えが及ばないようです。**相手の立場になって考えさせ、いじめが、大変に残酷で、取返しがつかない重大な人権侵害であることを十分に理解させることが最も大切です。**同時に、いじめをした子どもが、とりわけ中学生以上の場合で、そのような重大な事態になるかもしれないことを認識しながら、あえていじめを繰り返したような悪質な事件については、年齢に応じた、法的・社会的に厳しい責任を負わなければならないことも、徹底して教育すべきです。単に、見守るだけが、子どもに対する正しい教育ではありません。

## 人権意識を育てることが大切

いじめは、いじめを行う子どもの存在感や自尊感情の欲求不満の代償行動としてなされることが多いので、いじめをなくすためには、**根本的にはいじめを行う子どもの存在感や自尊感情を満足させるように、彼らとのコミュニケーションを深め、彼らの悩みを解消していく指導が必要となります。**

さらに、いじめは他人に対する思いやり、人権意識の希薄さによる行為ですから、子どもたちの中に互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが大切です。

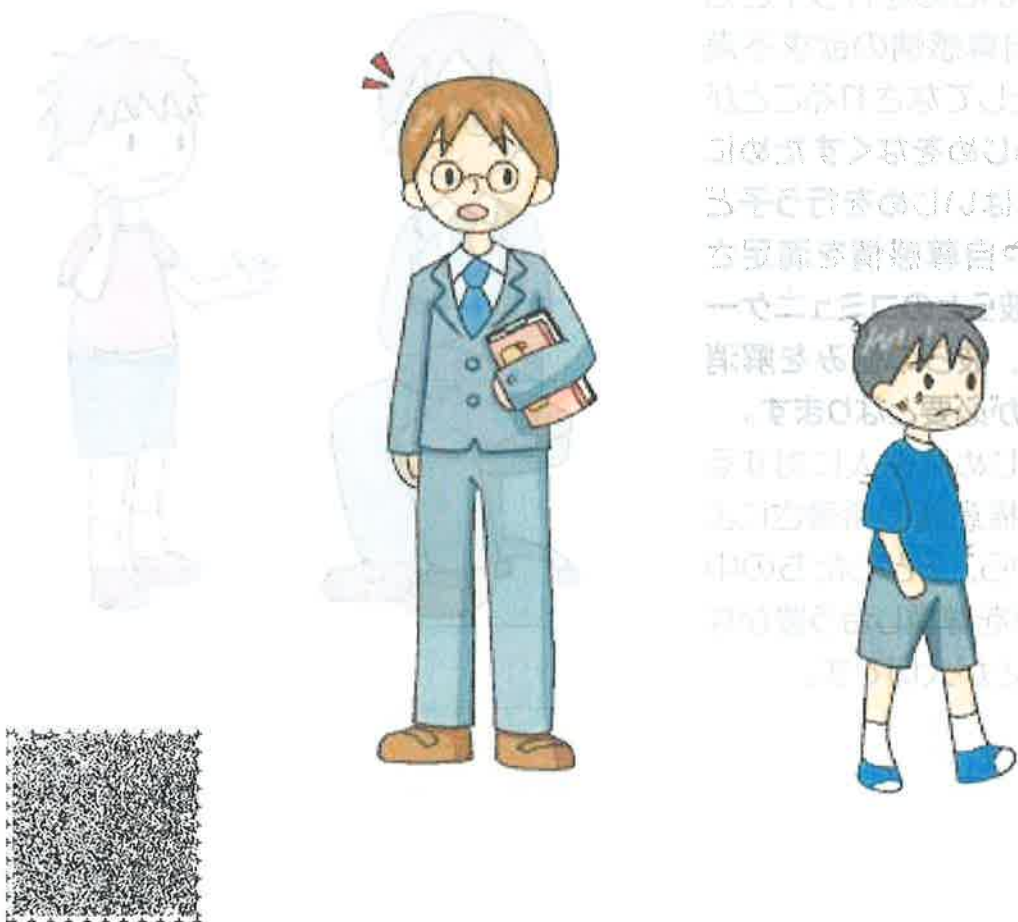


# いじめを 見逃さないためには

## いじめ発見のきっかけ

文部科学省が公表した「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると、いじめ発見のきっかけは、「本人からの訴え」が17.6%、「学級担任が発見」が10.4%となる一方で、「アンケート調査など学校の取組により発見」が54.2%となり、最も高い割合となっています。

各学校には、いじめの早期発見・早期対応を進めるために、日頃から児童生徒などが発する危険信号を見逃さないように努め、アンケート調査などを踏まえていじめ問題への取組の充実を図ることが求められています。



## いじめの発見には普段からの接触が大切

スマートフォン等の普及により、自分用のスマートフォンや携帯電話、パソコンを持つ子どもたちも増えています。アプリなどを使って、子ども同士でやり取りすることが多くなった結果、保護者から、いじめやトラブルなどの兆候が見えにくくなっています。

いじめの早期発見のためには、**普段から、子どもと学校での出来事などについて話し合う時間を作るように心掛け、ささいな変化であっても見落とさないよう努めることが大切です。**

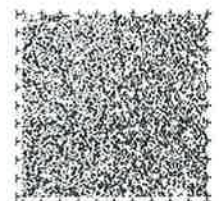
## まずは学校に相談を

いじめの多くは学校において発生しています。学校教育の場におけるこのような人権侵害行為については、まず、第一義的には学校教育の場で是正されることが望ましいことであり、教師は、教育上の観点からもこのような行為を是正するための職責を担っているといえることができます。

また、いじめる児童生徒への学校の対応としては、学級担任や他の教職員が状況を聞いたり、指導したりするほか、保護者への報告が多くなされています。

したがって、**子どもが学校でいじめにあっていることが分かったときは、保護者としては、子どもの意見を十分に聞いた上で、学級担任などの教師に相談**

**し、学校との連携を密にして取り組む必要があります。**学校以外にも、いじめ問題等に悩む児童生徒等が全国どこからでも、いつでも相談できるよう、夜間・休日を含め通話可能な「**24時間子供SOSダイヤル**」(全国共通フリーダイヤル0120-0-78310)を設置し、相談に応じています。



# いじめ問題に関する 人権擁護機関の取組

## 全国的な啓発活動

法務省の人権擁護機関では、いじめは重大な人権問題であるとの認識の下、いじめを根絶するため、「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、全国的な人権啓発活動を行っています。

人権擁護委員が中心となって学校を訪問して、子どもたちがいじめなどについて考える機会を作ることにより、思いやりの大切さなどを体得してもらう「人権教室」を開催しているほか、啓発冊子の配布、啓発ビデオの配信、インターネット広告などを通じ、いじめの根絶に向けて積極的な啓発活動を繰り広げています。

※「人権教室」人権擁護委員が講師となって、小・中学生などを対象に、啓発ビデオや人権擁護委員が作成した手作り紙芝居などを利用して、子どもたちがいじめ等について考える機会を作り、思いやりの大切さなどを伝えるもの。

いじめに関する各種資料はこちら

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00155.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00155.html)



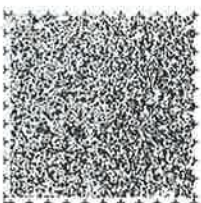
啓発冊子  
「みんなともだち  
マンガで考える『人権』」

## 法務局・地方法務局での人権相談

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局及びその支局において常設相談所を開設し、人権擁護委員や法務局の職員が、子どもに関する人権問題を始め、あらゆる人権問題について相談に応じています。

また、いじめなど子どもの人権問題は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところから起こり、被害者である子どもは身近な人に相談することをためらうことが多いことから、重大な結果に至って初めて気付くという例も少なくありません。そこで、

子どもが発する信号をいち早くキャッチするため、全国の法務局・地方法務局に専用相談電話「**子どもの人権 110 番**」(全国共通フリーダイヤル 0120-007-110) ぜろぜろなのひゃくとおばん を設置し、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じています。さらに、毎年、夏休み期間明け前後の 1 週間を「全国一斉『子どもの人権 110 番』」





強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も相談に応じています。また、インターネットによる人権相談を受け付けたり、全国の小・中学校の児童生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター」（16 ページ以下参照）を配布したりして、学校の先生や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たる取組を実施しています。

## 人権侵犯事件としてのいじめの取扱い

法務省の人権擁護機関が人権相談や関係官公署からの通報などによりいじめの事実を知ったときには迅速に対応します。具体的には、**被害児童生徒や保護者からの申告などに基づき、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として立件し、学校関係者などに対する事情聴取などの調査を行い、事案に応じた適切な措置（注）を講ずるなど**しています。

なお、最近ではインターネットを通じて行われるいじめが多く見られるところ、法務省の人権擁護機関では、インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害に当たる情報等について、プロバイダなどにその削除を要請するなどの活動も行っています。

## いじめの防止等に向けた取組

平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の基本となる事項などを定めていますが、その一つとして、インターネットを通じて行われるいじめについて、児童生徒やその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求める場合などにおいて、法務局の協力を求めることができる旨の規定が設けられるなど、これまで子どもの人権問題に取り組んできた法務省の人権擁護機関の活動を踏まえた規定が盛り込まれています。

また、この法律に基づき、平成 25 年 10 月に文部科学大臣が決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定）には、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法務局を含む関係機関との適切な連携の促進など、法務省の人権擁護機関に関する事項が盛り込まれています。

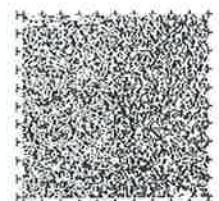
（注）人権侵犯事件の措置の例

「援助」…関係機関への紹介、法律上の助言などを行うこと。

「調整」…当事者間の関係調整を行うこと。

「説示」「勧告」…人権侵害を行った者に対して改善を求めること。

「要請」…実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めること。



# 子どもの人権 SOSミニレター

法務省の人権擁護機関では、小・中学生に子どもの人権 SOS ミニレターを配布し、「誰に相談していいかわからない、でも助けてほしい。」というような子どもからの助けを求める声を手紙で受け取っています。受け取った手紙に対しては、法務局の職員や人権擁護委員がその内容を一通一通読んで確認の上、丁寧に返信し、事案によっては、保護者を通じ又は直接子どもと面談したりもします。

子どもの人権 SOS ミニレター事業におけるいじめに関する相談件数の推移は、18 ページのとおりです。

## 子どもの人権 SOS ミニレター（表面）

**小学生用**

**SOS ミニレター**

悩みを覚えて！  
必ず力になるよ！

悩みがあったら  
まずは  
守るよ

子どもの人権 SOSミニレターって？

あなたの悩みを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず返事してくれる手紙だよ。どんな悩みでもいいから、この手紙に相談したいことを書いて、宛先に送ってね。お返事が届いているととても嬉しくてね。(切手はいらないよ！)

1 悩んでいること、悩んでいることがある人は...

2 それぞれSOSミニレターに書いて、送ろう！

3 手紙が電話であなたに返事が来ると！

SOSミニレターはこんなふうに使おう！

SOSミニレターの他に、電話やメールで相談することもできるよ。

電話で相談  
電話料金はかからないよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。

子どもの人権 110番 0120-007-110

メールで相談  
法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。

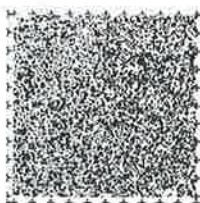
子どもの人権 SOS=eメール <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

インターネット人権110

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

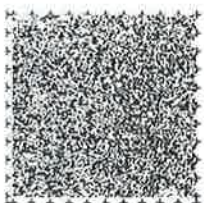
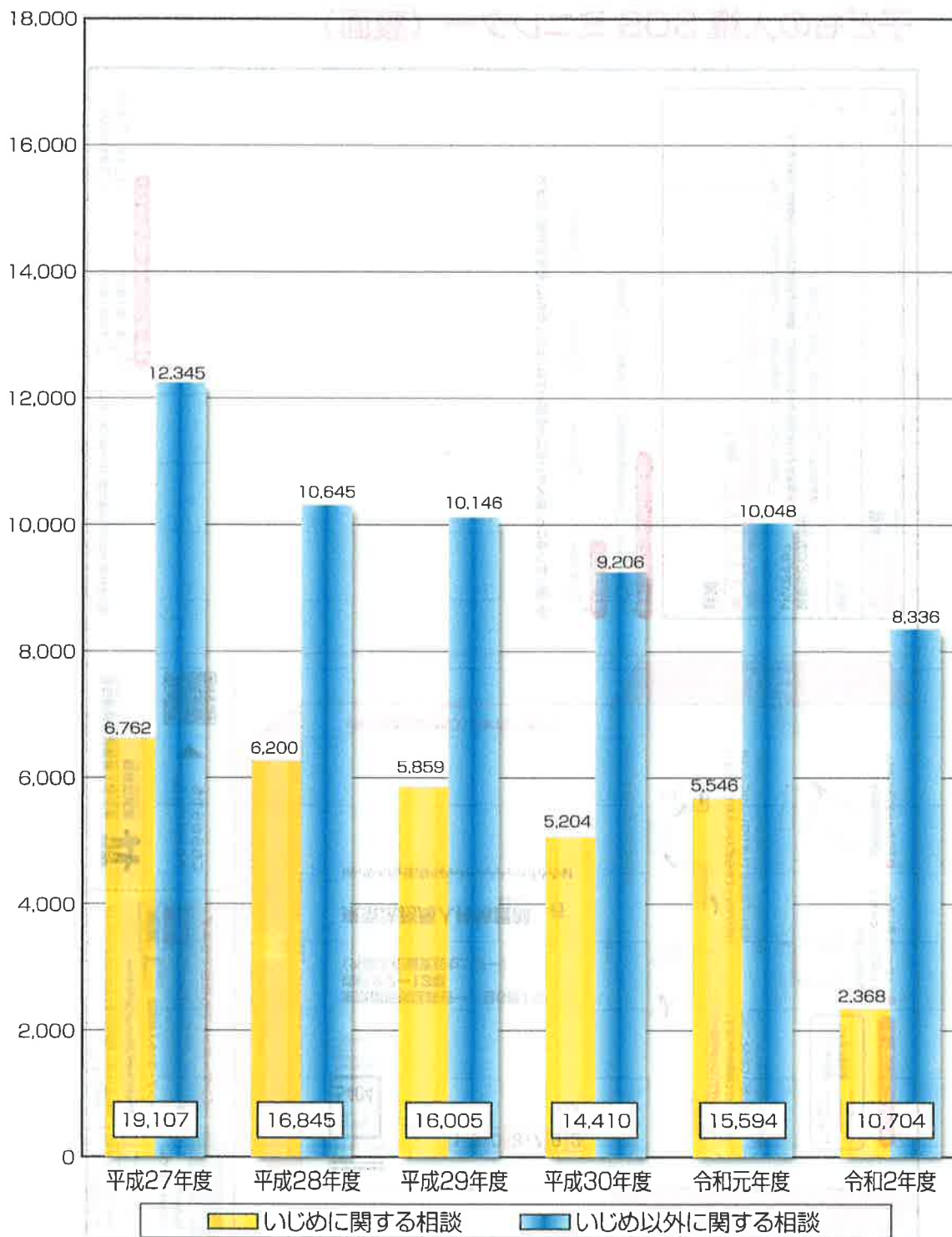
270

見つかったことをなんでも相談してください！  
子どもの人権 110番 0120-007-110





## 子どもの人権SOSミニレター事業におけるいじめに関する相談件数の推移



●一人で悩まず子どもの人権SOSミニレターで相談しよう!

令和2年度には、全国の小・中学校の児童生徒から、およそ1万700件の**子どもの人権SOSミニレター**による相談が寄せられました。

こんなに多くの子どもたちが、いじめを受けるなど、つらく苦しい思いを抱えて毎日を過ごしていたのです。

法務省の人権擁護機関は、子どもたちの悩みごとと困りごとを解決に導く取組を行っていますので、決して一人で悩まず、**子どもの人権SOSミニレター**で相談してください。

●子どもの人権SOS-メールでも相談できます!

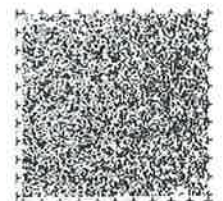
インターネットを利用した**子どもの人権SOS-eメール**でも相談できます。パソコン、スマートフォン、携帯電話どれからでも相談できます。

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

インターネット人権相談

検索  クリック

子どもの人権  
**SOS-eメール**



# いじめの人権侵犯事例

## 特別支援学校におけるいじめ

特別支援学校に通う中学生が、他の生徒らから、必要以上に凝視されたり、つきまとわれたりするなどの嫌がらせを継続して受けたことにより、不登校になったとして、親から法務局に相談がされました。

法務局の調査において、いじめについての認識が親と学校とで相違することがわかれたため、法務局は、親及び学校に対し、被害者の現在の状況及び被害者に対する学校の対応について、話し合いの場を設けることを提案しました。

話し合いの場は、法務局担当者も同席して行われ、学校は、被害者の担任教師に対し、被害者の気持ちに寄り添った対応をするよう指導するとともに、学校全体で再発防止に取り組むことを約束し、両者の間に信頼関係を構築することができました。(措置：「調整」)

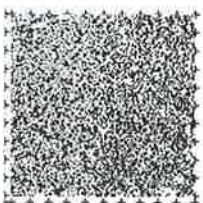
## 小学校におけるいじめ

小学生から、同級生からいじめを受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付されました。

法務局の調査において、学校は加害児童の行為を把握し、担任が指導するなどの対応を行っていたが、それがいじめであるとの認識がないことが分かりました。

そこで、法務局は、学校にいじめとして対応することを要請したところ、学校はこれを了承し、いじめとして加害児童を指導するとともに被害者に対する見守り体制の充実を図りました。

その後、人権擁護委員が被害者に学校の状況を確認する手紙をミニレターを同封して送ったところ、クラスは楽しい旨のミニレターが返送され、被害者が安心して学校に通っていることが確認できました。(措置：「調整」)

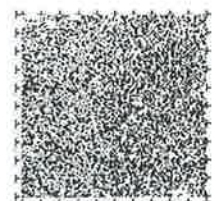


## 中学生に対するインターネット上のいじめ

中学生の娘がインターネット上の掲示板で誹謗中傷されている書き込みがあるとして、法務局の人権相談窓口で電話相談がされました。相談者によると、学校も独自に書き込みの削除依頼をしたが、削除されなかったとのことでした。

法務局で調査した結果、当該掲示板の情報は、被害者の名誉を毀損するものと認められたため、法務局から本件掲示板上の問合せフォームにより削除要請を行いました。

しかし、当該対応では削除されなかったため、掲示板の管理者に対し、文書で削除要請を行ったところ、当該情報は、その後に削除されるに至りました（措置：「要請」）。



# ● 児童の権利に関する条約 と子どもの人権

世界には、貧しさや飢えや虐待あるいは、戦争などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実に向けた世界の国々は、1989年（平成元年）に、国際連合の総会において、「児童の権利に関する条約」を採択しました。

この条約は、子どもの人権（社会において幸せな生活を送るためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利）や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助（手助け）を進めることを目指しています。

我が国は、国内における子どもの人権尊重への取組を強めることと、子どもの人権尊重について世界各国と協力していくことを更に推し進めていくために、1994年（平成6年）4月にこの条約を批准しました。

## ● 条約の主な内容 ●

### 第1条

#### 子どもの定義

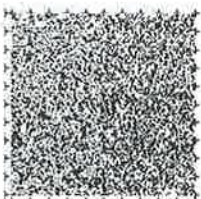
18歳になっていない人を子どもとします。



### 第2条

#### 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどうい  
う人であるか、などによって差別されません。





第3条

子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第5条

親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



第6条

生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第9条

親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。



第12条

意見を表す権利

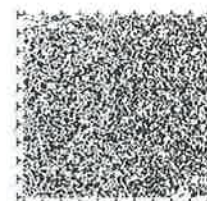
子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第19条

暴力などからの保護

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



## 第20条

### 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



## 第23条

### 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



## 第24条

### 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



## 第28条

### 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。



## 第34条

### 性的搾取からの保護

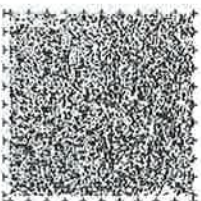
国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。



出典：「子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳」

「子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳」

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syouyaku.html> 等参照。なお、条約の全文については、外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> を御覧ください。



## 条約に関するQ&A 質問と答え

**Q** この条約は、子どもを保護の対象ではなく権利を行使する主体(主人公)として認めたものであると聞きますが、本当にそうなのでしょうか？

**A** この条約は、子どもを人権の主体(主人公)として尊重するという基本的な立場に立っています。もっとも、現実には、子どもは、家庭において親の保護の下にあり、また、心も体も成長していく過程にあつて、その状況に応じて特別の保護が与えられることが求められていますから、大人と全く同じように扱われるわけではありません。

この条約の考えは、以前から他の条約や憲法などで認められていたものを明らかにしたものといえるでしょう。

**Q** この条約では、子どもが自分のことについて自分の意見を表すことを認められるべきとされています(意見表明権)が、これはどういうことですか？

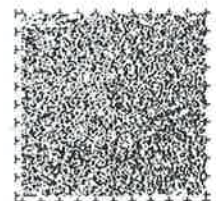
**A** 自分はどのようなことを学びたいのか、どのような職業に就きたいのかなど、自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を表すことを認められ、その意見は年齢や成長の度合いによって十分考慮されるべきであるということです。

**Q** この条約は、大人には関係のない条約なのでしょうか？

**A** 大人にも深く関係があります。この条約では、子どもを育てる責任は、まず親にあるとされています。また、親は子どもの発達に応じて適切な指導をしなければならないこと、子どもに暴力をふるってはならないことが明らかにされています。したがって、大人もこの条約の内容をよく理解しなければなりません。

**Q** この条約を守るために、我が国では例えばどのようなことがなされているのですか？

**A** より多くの人にこの条約のことを知ってもらえるように、このような冊子を作ったり、子どもの人権に関するパンフレットなどを配ったりしています。また、人権擁護委員が全国の小学校や中学校を訪問して、条約や子どもの人権について話をしたり、子どもの人権に関するビデオを見てもらったりしています。さらに、近くの法務局や地方法務局では、一人一人の悩みをよく聞いて、アドバイスなどもしています。



いじめや児童虐待等は人権侵害です。  
 法務局・地方法務局では、  
 人権侵害による被害を受けた方を  
 救済するための活動を行っています。  
 ひとりで悩まずご相談ください。



人権イメージキャラクター  
 人KENまもる君

「いじめ」など子どもの人権問題に関する  
**相談先電話番号**

悩みごとや困りごとがあったら話を聞かせてください。  
**子どもの人権110番**  
ぜろ ぜろ なな の ひゃくとおぼん  
**0120-007-110**  
（全国共通・通話料無料）

お近くの法務局・地方法務局で相談をお受けします。

インターネットでも  
 人権相談を受け付けています

**子どもの人権 SOS-eメール**

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>  
（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）

インターネット人権相談 **検索** クリック

## 全国中学生人権作文コンテスト

### 第39回全国中学生人権作文 コンテスト入賞作文集

法務省と全国人権擁護委員連合会では、昭和56年度から「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。

本コンテストは、次代を担う中学生の皆さんが、日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けていただくことを目的としています。



作文集は法務省 HP で公開しているよ。  
 法務局・地方法務局でももらえるよ。

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00013.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00013.html)



人権イメージキャラクター  
 人KENあゆみちゃん

（令和3年7月改訂）

リサイクル適性 (A)  
 この印刷物は、印刷用の紙へ  
 リサイクルできます。